



行政とNPOの大きな違いは、行政は公平・平等が大原則になります。一方でNPOは限定した人や特化した事象へのサービスの提供や支援なども特徴のひとつといえます。

東日本大震災後の宮城県での復興支援活動に関わった時に聞いたことですが、当初は行政担当者も、物資の配布に関しては、最初は公平・平等を基本に動いて

自衛隊の幹部は、避難所の被災者に物資を配布するために大まかな数を依頼すると行政職員から正確な数を書いてくれないと渡せないといわれたそうです。

人数を数えて書類を作成している間に人が増減して正確な数などつかめないとけんかになったエピソードも話してくれました。

現場の状況判断も必要であり、「机上の空論」では

また、外から見ることにより、持っているリソースの発見や再認識につながることもあります。

東京都は震災後、震災支援に1000億円を使うという知事直轄の命令があり、10日後には現地事務所も開設し独自の支援活動を展開しています。さすが東京というか、動きはこの自治体よりも早く、支援の額も大きいです。

震災復興は次の復興フェーズに移りつつあり、精神面のケア、さらには土木関係などの技術職など、長期

非常時におけるNPOと行政の協働

委託事業は日本が3割

いましたが、途中からは事後承認も多かったとのことでした。

混乱かつ状況がめまぐるしく変化する震災直後の被災地においては、担当者の判断が優先されるのは当然の結果といえるでしょう。

物事は進まないことを行政職員は学ぶべきだと述べていたことが印象的でした。

また、このようにして、市長村や県は職員を派遣することが必要です。ひとつは守秘義務が伴うことなど行政(公務員)しかできない業務があること。もうひとつは、派遣された職員にとって

間になる支援が必要になってきます。日本各地の行政の積極的な職員の派遣が望まれます。

一方で震災後に、子育てや人権等のNPOらが中心になって行政との協働を視野に入れた一般社団法人を設立し、行政から委託事業として避難所や仮設住宅の運営管理を行っています。とてもうまく機能しているという声を現地でも多く聞きました。

ドイツ・ライン川沿いの水質管理施設の前に掲示された水質調査の様子を紹介するパネル



はまさにこれ以上ない実地体験、実践訓練になり、地元で同様の被害を受けた時には経験知をもとに中心的な役割を担えるからです。

ドイツと日本を比べると行政からNPOへの委託事業の割合はドイツが約6割、日本は約3割で、ドイツに比べるとまだまだ日本におけるNPOと行政との協働は少ないといえます。(社団法人まちづくり国際交流センター理事長) 毎月第2、第4、第5水曜日掲載